

平成28年7月19日

衆議院議長 内閣総理大臣 財務大臣
参議院議長 総務大臣 厚生労働大臣 あて

静岡県議会議長 鈴木 洋佑

医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書

我が国では、急速に進む少子高齢化や人口減少に加え、患者の医療に対するニーズの高度化など、医療を取り巻く環境が大きく変化している中、誰もが安心して良質な医療を受けられる体制の確保が求められている。

これまで、国民への良質な医療の提供については、医療機関の連携のもとで地域ごとに必要とされる医療を適切に提供していく仕組みである「地域医療体制」によって実現されており、今後とも堅持していく必要がある。

一方、医療等に係る消費税については、社会保険診療報酬等が非課税であるため、医療機関や薬局の課税仕入れに係る消費税額のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は、仕入れ税額の控除が適用されないため、医療機関の負担が問題となっている。

特に、平成26年4月の消費税率8%への引き上げにより、各医療機関が負担する控除対象外消費税が増大し、財政基盤の弱い医療機関では経営破綻のおそれもあり、地域医療体制の確保に重大な影響を及ぼす状況となっている。

よって国においては、平成29年度税制改正に際し、医療等に係る消費税制度のあり方について、医療機関や薬局の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。